

仕様書

1 件名

菊川浄水場ほか1施設の沈砂池汚泥収集運搬業務

2 実施場所

- (1) 下関市菊川町田部651番地 菊川浄水場 (別図1)
- (2) 下関市菊川町上岡枝1967番地 歌野浄水場 (別図1)

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 実施内容

本業務は、水道施設である菊川浄水場及び歌野浄水場沈砂池内の堆積汚泥収集運搬及び沈砂池内清掃を行うものである。

5 対象廃棄物

- (1) 産業廃棄物は、浄水汚泥（無機性汚泥）
- (2) 含水比は90%以上である。
- (3) 荷姿は、バラである。
- (4) 搬出予定数量は以下のとおりである。

ア 菊川浄水場 31 m³

イ 歌野浄水場 32 m³

6 収集汚泥搬入先

下関市大字員光字郷ヶ迫692-1

野村興業株式会社（契約済）

7 契約方法

1 m³当たりの単価契約とする。

8 提出書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の（写）（契約前）
- (2) 業務完了届
- (3) 産業廃棄物管理表
- (4) 業務写真（実施前、実施中、実施後）

9 実施に当たっての注意事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し誠実に行うこと。
- (2) 産業廃棄物の運搬及び処分施設への搬入は、運搬許可車輛で汚泥排出配管から直接投入できる車輛とする。なお、沈砂池は上水と汚泥が堆積しているので、吸上車輛にて業務を実施することが望ましい。
- (3) 汚泥運搬中は道路交通法を遵守し、安全運転に努めると共に、過積載を行わないように注意する。
- (4) 搬出量は浄水処理工程等の処理運用により変動する。
- (5) 収集汚泥搬入先と連絡をとり、受入れ調整を行ったうえで業務を実施すること。
- (6) 沈砂池内の汚泥搬出完了後は、高圧洗浄機にて沈砂池内（壁、床等）の清掃を行うこと。
- (7) 本業務に必要な電力、水道水の使用は委託者が無償供与とする。その他、業務に必要な機材は受託者が手配すること。
- (8) 業務の実施日時は、原則として閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時までとし各施設を1日で完了することとするが、履行上やむを得ない場合は委託者と協議の上、承諾を受けてから行うこと。

10 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上